

# 第3 介護サービス・価格の弾力化(混合介護の弾力化)

## ③ 事業者の創意工夫が発揮され得る環境の整備

### 「混合介護の弾力化」の実現

#### 調査結果等

##### 現行制度の状況

原則として、保険内サービスと保険外サービスを同時一体的に提供することはできない。

介護報酬を下回る料金での介護サービスの提供はほとんど行われていない(介護報酬を上回る料金での介護サービスの提供はできないとされている。)。

- ▶ 介護サービスの提供に当たって、多様なサービスの提供が可能となり価格競争が有効に機能する環境は、必ずしも整っていない。

##### 混合介護の弾力化

#### 「混合介護の弾力化」とは

保険内サービスと保険外サービスを組み合わせた同時一体的な提供を可能とすることや、質の高いサービスを提供するとともに、利用料金を自由化すること。

#### 「混合介護の弾力化」により期待される効果

- ▶ 利用者の利便性が向上するとともに、事業者は提供するサービスに応じた料金を徴収できる。
- ▶ 事業者の収入の増加をもたらす、介護職員の処遇改善等につながる可能性もある。

#### 解決すべき課題

- ▶ 自治体ごとのローカルルールが存在に起因する効率性等の欠如、不適切な保険給付の増加。

#### 競争政策上の考え方

##### 混合介護の弾力化

「混合介護の弾力化」を認めることにより、事業者の創意工夫を促し、サービスの多様化を図ることが望ましい。

##### 「混合介護の弾力化」の具体例

#### <保険内外のサービスの同時一体的な提供>

保険内サービスの提供時間内に利用者の食事の支度に併せて、帰宅が遅くなる同居家族の食事の支度も行うことで、低料金かつ効率的にサービスを提供できるようになる可能性がある。

#### <サービスの質に応じた料金徴収>

利用者が特定の訪問介護員によるサービスを希望する場合に、指名料を徴収した上で派遣することが可能となる。

##### 解釈・運用の明確化、予見可能性の確保

国は、自治体により事業者の創意工夫を妨げるような運用が行われることがないよう、制度の解釈を明確化し、事業者の予見可能性や透明性を高めるべき。